

令和4年度

東松島市内海水浴場における

新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン

令和4年6月

東松島市産業部商工観光課

1 趣旨

本ガイドラインは、東松島市内で開設する海水浴場において、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、海水浴場開設者、海水浴場関連営業施設、海水浴場利用者等が講じるべき対策を示すものである。

2 基本的な考え方

海水浴場は、屋外で自然換気があるものの、海水浴場や関連施設等に多くの人が集まることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる可能性があることから、感染防止対策を徹底するため、以下の対策を示す。

3 海水浴場等における感染防止対策について

(1) 海水浴場開設者が行う感染防止対策

- ① 以下の事項を、掲示や場内放送等により利用者へ呼びかけること。
 - ・発熱や咳など体調に異変を感じた場合は、海水浴場を利用せず、療養すること。
 - ・人との間隔はできるだけ2 m以上、最低1 m以上確保すること。
 - ・こまめに手洗いや手指の消毒をすること。
 - ・大声を出さないこと。
 - ・熱中症に注意した上でのマスク着用など、咳エチケットを実施すること。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールすること。
- ② 監視員、誘導員等の従事者に、従事前には検温を行わせ、発熱等体調に異変がある場合は従事させないこと。
- ③ 従事者に手洗いや手指の消毒を徹底させること。
- ④ 従事者に、熱中症に注意した上で、マスクやフェイスシールド等を備えさせること。
- ⑤ 複数の人の接触がある場所は、こまめに消毒するとともに、アルコール消毒液を設置すること。
- ⑥ 現金の受渡しの際は、手渡しせずトレイ等を使用すること。
- ⑦ 救護者に対して適切な応急措置を行うとともに、万が一に備え、救護者の情報（氏名、連絡先等）を記録し、疫学調査ができる体制を整えること。
- ⑧ 本ガイドラインを掲示するなどして、利用者に周知すること。
- ⑨ 本ガイドラインを遵守するとともに、海水浴場ごとの実情に沿った感染防止対策を、創意工夫しながら実施すること。

(2) 海水浴場関連の営業施設等の事業者が行うべき感染防止対策

- ① 複数の人の接触がある場所は、こまめに消毒するとともに、アルコール消毒液を設置し、利用者へ手指消毒を呼びかけること。
- ② 従事者に、従事前に関温を行わせ、発熱等体調に異変がある場合は従事させないこと。
- ③ 従事者に手洗いや手指の消毒を徹底させること。
- ④ 従事者に、熱中症に注意した上で、マスクやフェイスシールド等を備えさせること。
- ⑤ 施設内の消毒、清掃、換気を徹底すること。
- ⑥ 泥酔客や運転者に酒類を提供しないこと。
- ⑦ 現金の受渡しの際は、手渡しせずトレイ等を使用すること。
- ⑧ 利用者が順番を待つときは、前後に十分なスペースを確保するよう呼びかけること。
- ⑨ 利用者に、大声を出さないよう呼びかけること。
- ⑩ 利用者に、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のインストールを呼びかけること。
- ⑪ うきわ等の貸出しをする場合は、貸出し前後に必ず消毒を実施すること。
- ⑫ 直接口が触れるシュノーケル等の貸出しは行わないこと。

(3) 海水浴場の利用者が行うべき感染防止対策

- ① 海水浴場に行く前に検温し、健康状態を確認すること。
- ② 発熱等体調に異変がある場合は、海水浴場に行かず療養すること。
- ③ 人との間隔はできるだけ2 m以上、最低1 m以上確保すること。
- ④ こまめに手洗いや手指の消毒をすること。
- ⑤ 熱中症に注意した上で、マスク着用など咳エチケットを実施すること。
- ⑥ 大声を出さないこと。
- ⑦ 運転者の飲酒や迷惑行為に繋がる飲酒はしないこと。
- ⑧ 酒気をおびて海に入らないこと。
- ⑨ 列に並ぶ場合は、前後に十分なスペースを取ること。
- ⑩ ごみは必ず持ち帰ること。
- ⑪ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」をインストールすること。
- ⑫ 海水浴場や営業施設等で決められたルールを順守すること。

4 本ガイドラインの取扱いについて

本ガイドラインは、国や県等が示す制限、要請等に準じ、適宜更新するものとする。